

山貨災防発第 21 号
令和 4 年 6 月 20 日

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山形県支部 支部長 熊澤貞二
(公印省略)

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

労働災害防止の推進につきましては、日頃よりご努力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記について、労働局より案内がありましたので、お知らせします。

労働安全衛生法に基づく化学物質等の表示及び文書交付制度については、平成 18 年 10 月 20 日付け基安化発第 1020001 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和元年 7 月 25 日最終改正。以下「1 号通達」という。）により示しているところですが、令和 4 年 5 月 31 日付けで労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号。以下「改正省令」という。）が公布されたことに伴い、1 号通達が改正され、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より都道府県労働局労働基準部長あてに支持されたところです。

つきましては、貴事業所におかれましては、関係者に対し、周知していただきたくお願いいたします。

本文書および添付資料は、陸災防山形県支部ホームページにアップしています。